

平成19年度 第7回

インターネット公売のお知らせ

市税などの滞納処分によって差し押さえた財産を次のとおり公売により売却します。

公売物件 自動車、掛軸など30点



自動車



掛軸



サンタ人形



大楠公兜

公売方法 インターネット
を利用したせり売り
参加申込期間 11月15日(木)
午後1時～29日(木)午後5
時
せり売り期間 12月4日(火)
午後1時～6日(木)午後2
時
代金納付期限 12月13日(木)
午後3時
参加申込方法 インターネ

ットからの参加となります。
(11月15日公開予定)
http://koubai.auctions.
yahoo.co.jp/hygy_toyooka-
city
参加資格 一部の例外を除
き、20歳以上の方であれば
どなたでも参加できますが、
公売保証金の納付が必要で
す。
その他 次のサイトでも公

【下見会】

公売物件を実際に見ることが
できる下見会を開催します。
落札した物件は返品すること
ができませんので、事前によ
く見て参加してください。(参
加申込などは不要)
日時 11月23日(金・祝)午
前10時～午後3時
場所 但東健康福祉センター
自動車2台については、下
見会に出展しませんので、事
前に確認を希望の方は、税
務課収税係に問い合わせく
ださい。

売に関する情報を提供して
います。
・市ホームページ
http://www.city.toyooka.
lg.jp/koubai/top.htm
・ヤフー株式会社の公売シス
テム
http://koubai.auctions.
yahoo.co.jp/
問合せ 税務課収税係(公
売担当) ☎23・11118

仲田光成記念

第7回 豊岡竹野全国かな書展

期間 11月22日(木)～25日
(日)午前9時～午後5時
(最終日は午後4時まで)

会場

- ・北前館(竹野町竹野)
- 〔一般の部の入賞作品、招待
作品、賛助作品を展示〕
- ・中竹野ふるさと館(中竹野
小学校体育館)
- 〔一般の部の入選作品、高校
生の部の入賞・入選作品〕



昨年の竹野ふるさと館での展示風景

小・中学
生の部の
入賞・入
選作品を
展示〕
【表彰式】
・11月25日(日)午後1時30分
～3時
・竹野総合支所2階大会議室
問合せ 竹野総合支所総務
課

書道教室の参加者を募集します

第7回豊岡竹野全国かな書
展の開催期間中、展示会場で
書道教室を開催します。

教室では、今年度の指定課
題のおさらいや、名前の書き
方を教えていただきます。

気軽に参加ください。
日時 11月24日(土)午後3
時～4時30分
場所 中竹野ふるさと館
講師 あきつ会の皆さん
対象 どなたでも
定員 16人(先着順)
募集期間 11月12日(月)～

席上揮毫を開催

今年度は書道教室の最後に
講師に書道の実演を行って
いただきます。
高校・一般部の作品に見ら
れる「大字かな」の芸術作品
が、目の前で生み出される様
子をご覧ください。
日時 11月24日(土)午後4
時15分(書道教室の最後)
場所 中竹野ふるさと館

国民健康保険に加入の皆さんへ



12月1日から新しい保険証に替わります

現在使用されている保険証の有効期限は、11月30日(金)までとなっています。

新しい保険証は、11月下旬に国保加入世帯へ配達記録郵便でお届けします。不在のときは、郵便局の保管となり、郵便局で受け取っていただくこともありますのでご注意ください。11月30日までに手元に届かない場合は、問い合わせください。

「注意」国保税を滞納している方は、窓口交付となる場合があります。

12月1日以降、病院などの医療機関で診察を受けられる場合は、必ず、新しい保険証を提示ください。

有効期限を過ぎた保険証では受診できません。



なお、保険証に国民健康保険以外の健康保険に加入して

75歳以上の被保険者、または65歳以上の退職被保険者が居られる世帯の被保険者証は、有効期限が変更となる場合があります

75歳以上の被保険者の皆さんへ

75歳以上の被保険者は、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度へ移行します。そのため、制度移行者の保険証の有効期限は、平成20年3月31日となります。

また、平成20年4月1日以降に75歳の誕生日を迎える被保険者の保険証の有効期限は、誕生日までとなります。

なお、75歳未満の被保険者と同一保険証を利用の場合は、世帯の保険証の有効期限とは別に、保険証の該当被保険者の氏名欄にその制度移行日を

いる方が記載されている、または、ほかの市町村に転出した方が記載されている場合は、保険証・印鑑(受給者証など)を持参し、届け出てください。

明記してある場合があります。

65歳以上の退職被保険者の皆さんへ

65歳以上の方で退職被保険者証をお持ちの方は、平成20年4月1日から制度改正により通常の被保険者証へ随時移行します。そのため、世帯の保険証の有効期限は、平成20年11月30日までとならない場合があります。

該当世帯には、有効期限の到来時に再度、保険証を更新します。

問合せ 市民課国保医療係
または各総合支所市民生活課

平成20年度から新しい健診・保健指導の制度が始まります

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度から、国保や健康保険組合などの医療保険者が、生活習慣病予防の健診と保健指導を行うことになりました。



市が行う健診の対象者が変わります

- 基本健診の対象者
 - 20～39歳の方(就業中の方は職場での健診を優先的に受けてください)
 - 40～74歳の豊岡市国民健康保険の加入者(国保以外の方は加入先の医療保険のもとで受けることとなります)
 - 75歳以上の方
- がん検診の対象者 今まで同様20歳以上の市民(対象年齢は検診種別で異なります)

特定保健指導が始まります

40歳から74歳までの方は、基本健診の結果に基づき、生活習慣病の発症リスクや生活

習慣改善の必要性に応じて、継続的な保健指導を受けていただくこととなります。

情報提供 健診受診者全員に、健康な生活を送るための生活習慣の見直しなどの情報を提供します。

動機付け支援 リスクが出現し始め、生活習慣の改善の必要性が中程度の方に、生活習慣の改善や実践していく行動に自らが気付き、目標を設定して、行動に移していただけるよう支援します。

積極的支援 リスクが重なりだし、生活習慣の改善の必要性が高い方に、生活習慣病の改善に向けて、取り組むべき目標や実践が可能な行動目標を本人が選択し、継続的に実行できるよう支援します。

健診や保健指導の詳細は、今後、随時お知らせします。問合せ 健康増進課または各総合支所健康福祉課・市民生活課 ☎10ページ掲載)